

平成31年2月5日

保護者各位

かほく市子育て支援課

## 保育料減免申請のご案内

平成31年度分の保育料減免申請書についてご案内いたします。申請の対象となる方及び必要書類等は、下記のとおりです。

### 【対象者】

- 両親のいない家庭
- 母子家庭
- 父子家庭
- 在宅障害者のいる世帯※1
- 災害等により損害を受けた家庭※2

### 【申請時必要書類】

- 保育料減免申請書
- 児童扶養手当受給者証の写し又は戸籍謄本
- 保護者とお子さんの保険証の写し

※1・2の場合必要書類が異なりますので子育て支援課までご確認願います。

### 【提出日及び提出先】

- **入園式までに園へ提出**願います。

### 〈注意〉

※申請書の日付は、平成31年4月1日として下さい。

※入園式までに申請された方に限り、4月分の保育料から減免の対象となります。

※所得、世帯の状況等によっては、減免の対象にならない場合がありますのでご了承下さい。



保育料減免申請書

年 月 日

かほく市長 様

保護者 住所  
氏名



次のとおり保育料を減免していただきたく申請します。

児童名	生年月日	年齢	決定保育料(月額)		
	年 月 日	歳	円		
	年 月 日	歳	円		
申請の理由 (1) 両親のいない家庭 (2) 母子家庭のため(児童扶養手当受給 有 無 離婚日 年 月 ) (3) 父子家庭のため(児童扶養手当受給 有 無 離婚日 年 月 ) (4) 災害又は特別の事情(別紙特別事情申立書のとおり)					
児童の世帯員構成状況			※ 所得状況等		
氏名	児童との続柄	年齢	職業	(申請者は記入不要)	
				所得額	所得割額
				合計所得	
				所得基準	
※ 判定				決裁	年 月 日
1 保育料を( )減免し、月額 円とする。					
2 申請を却下する。					

※添付書類

減免対象要件に該当することを証明するに足る書類

- (1) 児童扶養手当受給者 . . . 受給者証の写
- (2) 上記以外の者 . . . 戸籍謄本
- (3) 保険証の写(保護者及び児童)

## 保育料の多子軽減制度にかかる申出書について

かほく市では、国の多子世帯・ひとり親世帯等への保育料負担軽減拡充に伴い、多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料負担軽減を実施しております。

多子世帯に対する負担軽減の適用については原則手続き不要ですが、対象であることを市で確認できない場合は、申出書等の提出が必要になります。

家庭状況や必要書類を確認した後、対象であることが市で確認できた世帯には、負担軽減を適用した後の保育料額を記載した保育料変更通知書をお送りします。

保育料変更によって過納が発生した場合は、充当または還付します。

### <多子軽減制度について>

生計を一にする兄弟から数え、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。ただし、市民税所得割課税額が1号認定：77,101円未満、2・3号認定：57,700円未満世帯の第2子は無料となります。

- ・原則手続きは不要ですが、次に該当する場合は、申出書等の提出が必要となります。

在園児の世帯状況	必要書類
同一世帯外に生計を一にする兄弟がいる場合 (住民票を別にするお子さんを扶養している場合)	・保育料多子軽減にかかる申出書 ・事実関係が分かる書類、生計を一にしていることが分かる書類(※1)

※1 別居しているお子さん自身の住民票の写し、扶養していることが確認できる書類  
(生活費・学資金等を振り込んだ内容が記載された通帳の写し等)

◎4月入園児童については4月末までに申出書を提出された場合に限り、4月に遡り負担軽減を適用しますので、期日までに子育て支援課までご提出お願いします。途中入園児童は入園月の翌月が締め切りとなります。

「保育料多子軽減にかかる申出書」は子育て支援課及び各保育施設に置いてあります。

### ●問い合わせ先

〒929-1195 かほく市宇野気二81番地

かほく市役所 子育て支援課 Tel076-283-7155

# 保育料の寡婦（夫）控除の適用について

## 制度概要

ひとり親家庭のうち、死別、離婚によるひとり親家庭は市・県民税及び所得税の寡婦（夫）控除の対象となる一方、未婚のひとり親については、寡婦（夫）控除の対象外となっており、同じ所得額等であっても税額に差が生じ、市民税額を算定基準とする保育料（利用者負担額）についても差が生じる場合があります。

このような差を是正するため、平成30年9月より保育料を算定する際には未婚のひとり親においても寡婦（夫）控除が適用されるものとみなし保育料の軽減を図ります。

### ◆ 対象者（①～③全ての要件を満たしていること）

- ①婚姻せずに母（父）となり、現在も婚姻状態（事実婚含む）にないかほく市居住者
- ②保育料の算定基準となる年の12月31日時点（以下「基準日」といいます。）及び申請時点で未婚の母又は父
- ③基準日において生計を一にする子（総所得金額が38万円以下で他の人の扶養親族になっていない）がいること

### ◆ 事業概要

#### （1）寡婦（夫）控除の適用内容

保育施設などの保育料（利用者負担額）について、寡婦（夫）控除の適用申請に基づき、寡婦（夫）控除があるものとみなして税額を再計算し、保育料の減額を行います。

#### （2）適用月

申請のあった翌月から適用します。

※4月分の保育料に限り、4月1日までに申請があった場合は当月より適用します。

#### （3）控除額

	適用要件	控除額
寡婦	基準日に扶養親族又は生計を一にする子がいること	26万円
	基準日に扶養親族である子がいること	保育料の算定基準となる年度の前年の合計所得金額が500万円以下であること
寡夫	基準日に生計を一にする子がいること	26万円

上記の適用要件を満たし、かつ保育料の算定基準となる年度の前年の合計所得金額が125万円いかの場合については、市民税が非課税となります。

★適用しても保育料の減額にならない場合があります。

★保育料についての適用であり、税法上の控除を受けることはできません。

### ◆ 申請方法

①申請窓口：子育て支援課又は在園施設 ※市外の保育施設等を利用している場合は子育て支援課

②提出書類：利用者負担額における寡婦（夫）控除の適用申請書

発行から3か月以内の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または児童扶養手当

問い合わせ先

かほく市役所 子育て支援課 保育係 (TEL076-283-7155)

利用者負担額における寡婦（夫）控除適用申請書

年 月 日

かほく市長 様

(申請者) 住 所 かほく市  
氏 名 印  
電話番号

私は、かほく市教育・保育施設等の利用者負担額における寡婦（夫）控除適用を申請します。

保育施設等名		(ふりがな) 児童氏名	
児童生年月日	年 月 日	支給認定証番号	

私は所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び申請時点で、次の1から3のいずれかに該当することを申し立てます。(該当番号を○で囲んでください。)

- 1 婚姻によらず母となり、その後、婚姻（事実婚を含む）しておらず、生計を一にする子がいる者
- 2 1であり扶養親族である子がいる、かつ合計所得金額が500万円以下である者
- 3 婚姻によらず父となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下である者

※上記1から3の子は、他の人の扶養親族となっていない者に限ります。

私は、寡婦（夫）控除の適用に関して、要件確認を行うために必要な範囲で児童扶養手当に関する情報、並びに私の課税状況、住民票の世帯状況及び戸籍状況を調査することに同意します。

また、この申請の内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除の適用を取り消し、当該申請において適用された保育料の減額分を全額納付することに同意します。

年 月 日 氏名 ㊟

【添付書類】

- 1 発行から3か月以内の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または児童扶養手当証書
- 2 このほか必要に応じて適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- 1 保育料が0円の方は対象外です。
- 2 本申請は保育施設等の保育料のみに適用となります。
- 3 適用を行っても、保育料が減額にならない場合があります。
- 4 申請内容に変更があった場合、直ちに子育て支援課に申し出てください。